

郡山市景観ギャラリー実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の良好な景観に関する情報を募集し、その情報の発信及び周知を通じて景観に対する市民意識の向上並びに地域への愛着及び誇りの醸成を図り、併せて市の魅力の周知及び知名度の向上を図ることを目的として郡山市景観ギャラリー（以下「景観ギャラリー」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(募集対象)

第2条 景観ギャラリーの募集の対象（以下「募集対象」という。）は、市内から見ることのできる良好な景観及びその景観を見る場所（容易かつ安全に立ち入れる場所に限る）を合わせたものとする。

(募集方法)

第3条 景観ギャラリーの募集は公募によるものとする。

2 市長は、景観ギャラリーの募集に際し、必要に応じテーマを設定することができる。

(公開方法)

第4条 市長は、応募のあった全ての募集対象を、市のウェブサイト公開するものとする。

2 市長は、応募のあった募集対象を写真パネルとして公開することができる。

(庶務)

第5条 この要綱に基づく庶務は、都市構想部開発建築法務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、景観ギャラリーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。